

日時：平成17年12月27日 15:00～
会場：愛知県産業貿易館西館8F南会議室

木 曽 川 水 系 に 係 る 連 絡 調 整 会 議
(木曽川水系連絡導水路)

議 事 次 第

議 事

①「徳山ダムに係る導水路検討会」規約変更について

・・・配付資料：規約改正理由

②導水路検討会の年間スケジュールについて

・・・配付資料：実施計画調査、実施
行程（案）

参考資料・・・河川整備基本方針策定の進め方について

以 上

木曽川水系に係る連絡調整会議
(木曽川水系連絡導水路)

出席者名簿

日時：平成17年12月27日(火) 15:00~17:00

場所：愛知県産業貿易館西館8F南会議室

会議出席者

機 関 名	部 局 名	役 職	氏 名
中 部 地 整	河 川 部	部 長	細 見 寛
	河 川 部	調 査 官	小 林 稔
岐 阜 県	建 設 管 理 局	局 長	奥 田 邦 夫
愛 知 県	企 画 振 興 部	部 長	渡 邊 俊 司
	建 設 部	部 長	藤 井 則 義
	水 道 部	部 長	三 輪 彰 一
三 重 県	地 域 振 興 部	部 長	浦 中 素 史
	県 土 整 備 部	部 長	長 谷 川 寛
名 古 屋 市	上 下 水 道 局	技 術 本 部 長	遠 山 周 二

隨行者

機 関 名	部 局 名	所 属 課 等	氏 名
中 部 地 整	河 川 部	流 域 調 整 官	笹 森 伸 博
	//	河 川 環 境 課 長	武 田 真 吾
	//	河 川 環 境 課 官	木 口 喬 介
岐 阜 県	建 設 管 理 局	水 資 源 課 長 夕 々 対 策 室	野 田 泰 弘
	//	水 資 源 課 長 補 佐 技 術 課	原 俊 則
愛 知 県	企 画 振 興 部	水 資 源 監	早 川 吉 夫
	//	土 地 水 資 源 課 査 主	西 澤 昭 之
	建 設 部	河 川 課 長	海 野 修 司
	//	河 川 課 長 補 課 佐	沼 野 秀 樹
	//	河 川 課 査	豊 田 正 博
	水 道 部	水 道 計 画 課 長	伊 藤 和 義
	//	水 道 計 画 課 師 技	長 澤 英 春
三 重 県	地 域 振 興 部	水 資 源 特 命 監	松 枝 信 彦
	県 土 整 備 部	河 川 室 長	花 谷 郁 生
	//	河 川 室 幹	井 戸 坂 威
名 古 屋 市	上 下 水 道 局 部 計 画	主 幹	園 部 照 雄
	//	水 道 計 画 課 師 技	藤 田 真 彰

「徳山ダムに係る導水路検討会」規約改正理由

「徳山ダムに係る導水路検討会」は、平成16年6月に行われた副知事・助役会議の意見を踏まえ、具体化に向けた検討及び意見交換を行う場として平成16年10月に設置され、これまでに4回開催してきた。

今回、導水路事業が新規実施計画調査として採択されれば、導水路計画策定に向け一つ一つ具体化していく必要があり、三県一市と調整を図り、合意形成を要する事項も多くなるため、そのような会議の場が必要と考えられる。

このため、「徳山ダムに係る導水路検討会」については、導水路事業がH18新規実施計画調査に着手することを契機に、部局長クラスによる合意形成を行う場として位置づけたい。

また、従来の課長クラスの会議は、幹事会として引き続き、情報交換・具体化に向けた検討の場としていきたい。

木曽川水系連絡導水路事業 実施計画調査 平成18年度 実施工程(案)

種別	細別	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地質調査	ボーリング調査等	坑口、トンネル、立坑(河川等横過部)の地質状況把握												
	総合解析	導水路ルート全般に係る総合的な地質解析												
水理調査	水位・水量	沢水(表流水)、井戸、地下水の観測												
	水質調査													
	地下水総合解析	地下水流動のモデル構築と導水路建設による影響の検討												
環境調査	動植物	動植物に係る現地調査												
	現地調査													
	水環境解析	冷水・濁水の予測モデル構築と導水												
	総合検討	環境影響評価準備書に準じたとりまとめ												
諸設計	全体予備設計	導水路全般に渡る施設予備設計												
諸調査	物件調査	導水路建設に関係する既設構造物等の調査												
徳山ダムに係る導水路検討会			●			●								●
"		(幹事会)	●			●				●				●
木曽川水系連絡導水路環境検討会(仮称)				●					●					●

河川整備基本方針策定の進め方について

- ・平成9年12月に河川法の一部を改正する法律が施行になり、その後、新たに必要になった環境についての調査、検討も行い、順次各水系の河川整備基本方針と河川整備計画を策定してきた。
- ・これまで、河川整備基本方針については、河川分科会に設置された河川整備基本方針検討小委員会における審議と河川分科会の確認を経て、31水系について策定したところ。
- ・全国で同時並行で調査、検討を行ってきたため、以下のように、今後数年で相当数の河川整備基本方針の策定が見込まれており、河川整備基本方針検討小委員会の審議も頻繁に行っていただく必要がある。
- ・このため、河川整備基本方針検討小委員会の体制を強化していただき、円滑な河川整備基本方針の策定を図ることとする。

河川整備基本方針策定の経過及び今後の予定

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
策定数	6	4	3	3	7	6	25～30	35～40	10～20

- ・これにより、平成17年度は、全国の109水系のうち50%以上の水系で河川整備基本方針を策定。
- ・河川法改正後、約10年目にあたる平成19年度までに基本的にすべての水系について河川整備基本方針を策定。

河川局の概要

河川整備基本方針・河川整備計画

- 河川整備基本方針、河川整備計画について

